

# 平成 28 年度米沢市総合教育会議（第 2 回）

日時：平成 28 年 12 月 27 日（火）

午後 4 時 00 分～

場所：教育委員室

## 次 第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 協議・調整事項
  - (1) 米沢市教育等に関する施策の大綱（案）について
  - (2) 教育委員会の新年度予算に係る意見聴取について
  - (3) その他
- 4 閉会

## 米沢市教育等に関する施策の大綱（案）

### □策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものです。

### □計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

### □基本方針

#### 1 児童生徒の学力の向上と自立に向けた教育環境づくりの推進

子どもたちが学ぶ意欲をもって楽しく学習し、一人一人が自らの資質や能力を活かし、誇りと自信をもって生きていくために、確かな学力の定着を図ります。また、郷土に対する誇りと愛着を育て、将来の生き方に対する夢や目標をもって学ぶことができるよう学校教育及び教育環境の充実を目指します。

#### 2 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

市民が生涯にわたり、個々のライフステージに応じ、学ぶことへの意欲や教養を高め、人と人とのつながりを深めながら、生きがいを感じて暮らせるよう、学習機会の充実と学習環境の整備を図ります。

#### 3 子どもたちが健やかに成長する環境づくりの推進

価値観の多様化が進む中、家庭、学校、地域が密に連携を図るとともに、感性豊かな心を育み健康な体をつくるために、学校教育及び教育環境の充実を図ります。また、子どもたちが豊かな心を育むことができるよう、学校教育と社会教育の連携・充実により、青少年の健全育成を推進します。

#### 4 誰もがスポーツに親しめる環境づくりの推進

市民が生涯にわたって目的に応じたスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツ活動を支援するとともに、スポーツ団体の育成や競技力の向上に努めます。また、スポーツ環境の整備を推進します。

#### 5 郷土の歴史を継承し、芸術文化を創造するまちづくりの推進

受け継がれてきた歴史や文化を保存・継承し、誰もが誇りを持ち、心豊かで活力ある文化のまちを実現できるよう、芸術文化の振興を図ります。また、文化財の保護、保存と活用に努めます。

#### 6 多様な文化とつながり、交流するまちづくりの推進

市民の視野を広げ豊かな心を育むため、国内交流や国際交流を推進します。

【大綱について】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項<sup>※1</sup>に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条<sup>※2</sup>に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※1

○教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

※2

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

【総合教育会議について】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
    - 一 地方公共団体の長
    - 二 教育委員会
  - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
  - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
  - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
  - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
  - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
  - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

◇「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（平成26年7月17日文科科学省初等中等教育局長通知）」より抜粋

第四 総合教育会議について

2 留意事項

（5）会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開するものであること。非公開とする場合は、例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されるものであること。

【教育委員会の意見聴取について】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。